

## 吹田市住宅審議会傍聴に関する取扱い要領

制定 平成13年2月16日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市住宅審議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の申請書に自己の住所、氏名を記入し住宅政策室に提出しなければならない。

(傍聴の受付及び決定)

第4条 傍聴申請書の受付は、原則として会議の当日、会場で「会議開催のお知らせ」により周知した会議開催時刻の15分前から行い、会議開催時刻までとする。

2 傍聴者の決定方法は、会議の開催時刻の時点で傍聴定員を超えている場合は、抽選により決定する。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、当分の間5人とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び、他人に迷惑を及ぼすと認められる者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者。
- (3) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持する者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対し、会議場内で意見を述べ、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (4) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、がいとう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときはこの限りではない。
- (6) 飲食をしないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は秘密会を開く決定があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に反する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成13年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月20日から施行する。